

石炭じん肺訴訟の現状について

平成 28 年 2 月 22 日

商務流通保安 G

石炭保安室

1. 経緯

石炭じん肺訴訟は、過去、国内の炭鉱で就労した労働者が、石炭の採掘、岩石坑道の掘進作業等に従事して多量の粉じんを吸入した結果、じん肺に罹患したとして、じん肺患者及びその遺族が、国及び石炭企業を相手取り損害賠償を求めて提訴しているもので、昭和 60 年 12 月に、鉱山保安法に基づく規制権限の不行使の違法性などを理由に国に慰謝料等を請求する初めての筑豊じん肺訴訟が提訴され、平成 16 年 4 月 27 日の最高裁判決で国（通商産業大臣）のじん肺発生防止のための規制権限の不行使が国家賠償法の適用上違法であることが確定したものの。

国は最高裁判決を踏まえ、以下の要件を充たす原告とは早期に和解し、要件を充たさない原告とは判決を求めていく方針で対応しているところ。

- (1) 昭和 35 年 4 月 1 日から昭和 61 年 10 月 31 日までの間に国内の炭鉱の坑内で働いていたこと。
- (2) じん肺が進行し療養が必要であること、あるいはじん肺により死亡したものであること。
- (3) 時効などにより、損害賠償請求権が消滅していないこと。

2. 現状

平成 28 年 2 月 5 日現在、原告患者 1,979 名に約 148.8 億円の損害賠償金を支払い、係属中の原告患者数は札幌、東京、福岡及び長崎地方裁判所の 166 名であり、損害賠償金の支払い見込み額は約 12.5 億円。

(表 1) 近年の提訴者数、和解者数の推移

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度 (2/5 現在)
提訴(患)者数	175	70	86	52	91	24
和解者数	113	140	114	82	80	87

3. 広報活動の強化

平成23年11月に未提訴の石炭じん肺患者へ和解手続き等の広報活動を開始。

平成26年5月にポスター及びリーフレットの内容を見直し、医療機関の送付先を約3倍に増やし送付（約1,300箇所）、その後も11月、平成27年6月に再度送付したところ。

〈当省HP〉 石炭じん肺訴訟の和解手続き等の広報活動を強化します

<http://www.meti.go.jp/press/2014/04/20140425004/20140425004.html>

本件に関する法テラス等への問い合わせ件数は、以下のとおりで、平成26年度は107件、27年度（1月まで）は91件と大幅に増加。

（表2） 法テラス及び石炭保安室への問合せ件数の推移

期間	23年度 (12月から)	24年度	25年度	26年度	27年度 (4~1月)
件数	24	32	11	107	91

〈参考〉じん肺とは

主として小さな土ぼこりや金属の粒などの無機物または鉱物性の粉じんの発生する環境で仕事をしている方が、その粉じんを長い年月にわたって多量に吸い込むことで、肺の機能が線維化し、硬くなって弾力性を失ってしまった病気をじん肺という。いったんじん肺にかかると、粉じん作業を止めた後も病気は進行する。じん肺そのものについては、現在、治療の方法はない。（厚生労働省ホームページから抜粋）

なお、じん肺法（第2条第1項第1号）の定義によれば、「粉じんを吸入することによって肺に生じた線維増殖性変化を主体とする疾病をいう。」となっているところ。

【内容を見直し送付したポスター及びリーフレット】



炭鉱でじん肺にり患された方及びじん肺によりお亡くなりになられた方の相続人の皆様へ損害賠償金をお支払します。

経済産業省
石炭保安室

**炭鉱で働いていた方を
探しています!!**

平成16年4月、筑豊じん肺訴訟最高裁判決で国の損害賠償責任が確定したことから、国を提訴し、以下の要件で和解が成立した場合に損害賠償金をお支払いします。

- (1) 昭和35年4月1日から昭和61年10月31日までの間に国内の炭鉱の坑内で働いていたこと。
- (2) じん肺が進行し療養が必要であること、あるいはじん肺により死亡したものであること。
- (3) 時効などにより、損害賠償請求権が消滅していないこと。
・時効期間内であるかどうかについては、法律専門家である弁護士などにお聞きください。

<お問い合わせ先>

最寄りの法テラス
電話 0570-078374 (平日:9:00~21:00、土曜:9:00~17:00)
<http://www.houterasu.or.jp>

最寄りの弁護士会
日本弁護士連合会のホームページは、<http://www.nichibenren.or.jp>



**炭鉱で働いていた方を
探しています!!**

経済産業省
石炭保安室

平成16年4月、筑豊じん肺訴訟最高裁判決により、国の損害賠償責任が認められました。この賠償金の請求方法についてのご案内です。

Q1. どうすれば賠償金をもらえますか?

国を提訴し、以下の要件で和解が成立した場合に損害賠償金をお支払いします。

- (1) 昭和35年4月1日から昭和61年10月31日までの間に国内の炭鉱の坑内で働いていたこと。
- (2) じん肺が進行し療養が必要であること、あるいはじん肺により死亡したものであること。
- (3) 時効などにより、損害賠償請求権が消滅していないこと。
・時効期間内であるかどうかについては、法律専門家である弁護士などにお聞きください。

Q2. 炭鉱を経営していた会社は、既に無くなっているのですが、賠償金はもらえますか?

最高裁判決を踏まえ、国の負担分のみをお支払いします。

[表]

Q3. じん肺を患い労災保険で療養中ですが、損害賠償金はもらえますか?

労災保険による補償とは別に、損害賠償金をお支払いします。

Q4. いつごろ損害賠償金はもらえますか?

国を提訴していただき、和解要件の下で和解が成立すれば損害賠償金をお支払いします。

Q5. 損害賠償金はいくらもらえるのですか?

じん肺の症状に応じてお支払いします。
なお、じん肺で亡くなった方は、遺族(相続人)の方にお支払いします。

Q6. もっと詳しい内容を知りたいのですが?

詳細については、最寄りの「法テラス」等へお問い合わせください。
【法テラス(日本司法支援センター)】
連絡先は、0570-078374
(平日:9:00~21:00、土曜:9:00~17:00)
ホームページ:<http://www.houterasu.or.jp>

弁護士会は、日本弁護士連合会のホームページからご覧になります。ホームページ:<http://www.nichibenren.or.jp>

[裏]